

平成 22 年 10 月 14 日
社団法人 投資信託協会

「MMF 等の運営に関する規則」等の一部改正について

1. 改正の目的

企業内容等の開示に関する内閣府令等の一部改正により、信用格付業者に対する規制の導入（平成 22 年 4 月 1 日施行）に伴い、指定格付機関制度が廃止され、信用格付業者制度へ移行されることを踏まえ、「MMF 等の運営に関する規則」等の一部改正を行うとともに、その他所要の整備を行う。

2. 主な改正の内容

- ① 現行の「指定格付機関」を法令に定める「信用格付業者」に改め、さらに、「信用格付業者」に「グループ指定制度」において定義された「特定関係法人」を含む手当てとして「信用格付業者等」に改める。
- ② 現行の「格付」を「信用格付」と法令の文言と平仄を合わせる。

- ・ MMF 等の運営に関する規則

（第 3 条第 1 項、同条第 2 項、第 4 条、第 6 条第 1 項、第 10 条第 1 項、第 14 条第 1 項、第 17 条第 1 項、第 20 条第 1 項、同条第 2 項、第 21 条、第 22 条第 1 項、同条第 2 項）

- ・ 投資信託及び投資法人に係る運用報告書等に関する規則に関する細則（第 11 条）
- ・ 投資信託及び投資法人に係る運用報告書等に関する委員会決議（決議 2、決議 3）

3. 実施日

- ・ 「MMF 等の運営に関する規則」の改正は、平成 23 年 1 月 1 日から実施する。
- ・ 「投資信託及び投資法人に係る運用報告書等に関する規則に関する細則」の改正は、平成 23 年 1 月 1 日より実施し、同日以降の日を開示の基準とする月次開示から適用する。
- ・ 「投資信託及び投資法人に係る運用報告書等に関する委員会決議」の改正は、平成 23 年 1 月 1 日より実施し、改正後の別表 2 については同日以降に作成する運用報告書から、改正後の別表 3 については同日以降の日を開示の基準とする月次開示からそれぞれ適用する。